

## 射水市発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領

平成22年3月24日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この要領は、射水市土木建築工事費の前金払取扱規則(平成17年射水市規則第30号。以下「規則」という。)第11条の規定により、市が発注する土木建築工事について、請負金額の4割を超えない範囲で既にした前金払に追加して、当該工事の請負金額の2割を超えない範囲とする前金払(以下「中間前金払」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、請負金額が200万円以上の工事とする。ただし、債務負担行為及び継続費(以下「債務負担行為等」という。)に係る工事については、いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上の場合、当該年度において中間前金払を請求することができる。

(中間前金払の用途範囲)

第3条 中間前払金の用途範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(中間前金払の割合)

第4条 請負金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負金額の10分の6を超えてはならない。

(中間前金払の支払要件)

第5条 中間前金払の支払要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工期の2分の1(債務負担行為等にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1)を経過していること。
- (2) 工事工程表により工期の2分の1(債務負担行為等にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1(債務負担行為等にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1)以上に相当するものであること。

(認定方法)

第6条 監督員は、規則第5条第1項の規定により受注者から認定申請書の提出があったときは、工事工程表及び工事履行報告書により、前条に掲げる要件について確認した後、支払要件確認報告書(様式第1号)を作成し、当該工事の設計担当課長に報告するものとする。ただし、既に提出された工事履行報告書で前条の要件が確認できないときは、必要に応じて受注者にその提出を求めることができる。

2 工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を工事履行報告書の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。

3 市長は、監督員から受注者が要件を満たしていると報告を受けたときは、当該報告を受けた日から、原則として5日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に認定調書(様式第2号)を受注者に交付するものとする。ただし、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

(部分払の制限)

第7条 中間前金払を行う場合は、当該工事に係る部分払については、これを認めない。ただし、債務負担行為等に係る工事及び繰越に係る工事における各年度(最終年度に係るものを除く。)の出来高に対しては、部分払を行うことができる。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。